

令和3年度 第12回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和3年度第12回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和4年3月24日(木) 14:00~14:30	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 8 久保田 守 9 小原 正清		
欠席委員	なし		
出席者 総 数	出席委員 9名 欠席委員 0名		
事 務 局 職 員	事務局長 藤田 幸広 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
傍 聴 者	なし		
議 事 録 署名委員	3番 山田 委員 4番 下河内 委員		
提出議題	議事 諸報告 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第52号 非農地証明申請について 議案第53号 農用地利用集積計画の決定について 議案第54号 農業振興地域整備計画の変更について 協議事項		

1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、只今から令和3年度第12回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、出席者数9名中、欠席者0名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、お世話になります。早いもので、もう年度末となりました。忙しい時期で新型コロナウイルス感染症もありますので、会議を迅速に進行しようと思っておりますので、ご協力をお願いします。また、先日、事務局から連絡がありましたように、活動記録簿の提出期限が近くなってきました。記入していない委員の皆様は、早くまとめて記入漏れ、遅延のないよう、よろしくをお願いします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、小原会長よろしくをお願いします。

2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては3番の山田委員と4番の下河内委員を指名させていただきます。なお、書記に藤田事務局長、佐山、久保の3名を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告です。事務局の方から何かございますか。

佐山書記 本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条、第5条の許可申請について。

2つ目は、非農地証明申請について。

3つ目は、農用地利用集積計画の決定について。

4つ目は、農業振興地域整備計画の変更についてです。以上です。

議 長 それでは、日程第4の議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

佐山書記 議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和4年3月24日提出、江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号 1、譲渡人、A、譲受人、B。

所在地、能美町中町字●●の 1 筆、面積は 408 m²。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが、市外に居住しており適正な管理が困難なため、有償で譲り渡す。」

譲受人は「実家が豊橋市で専業農家を営んでいたため、本人も農業経験がある。また、能美町中町に住居を購入し、営農を行うため譲り受ける。」

農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 久保田委員、お願いします。

久保田委員 この案件だけでは、下限面積が足りません。後で出てくる集積の方で抱き合わせしていますので、後で意見を述べます。本事案は、問題ありません。

議長 他に質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号 2、譲渡人、C、譲受人、D。

所在地、沖美町是長字●●●の 1 筆、面積は 1,096 m²。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「市外に在住しており、適正な管理が困難なため有償で譲り渡す。」

譲受人は「以前から農業をしたいと考えており、当該地の隣地も所有して営農しているため有償で譲り受ける。」

農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 下河内委員、お願いします。

下河内委員 事務局の説明のとおりです。

議長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とさせていただきます。以上で農地法第3条の審議を終わります。議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務許可は説明をお願いします。
佐山書記	<p>議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和4年3月24日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号1、貸人、E、借人、F。</p> <p>所在地、江田島町宮ノ原●丁目の1筆、面積は499㎡。</p> <p>申請理由は使用貸借で、貸人は「休耕状態にある当該地を分筆登記して、孫である借人に無償で貸し付ける。」</p> <p>借人は「祖父から無償で借り受け、木造平屋建て住宅を新築する。」以上、当該地は既に住宅の基礎部分を建設中であるため、追認の案件となります。御審議をお願いします。</p>
議長	この案件は、私が現地確認を行ったため説明いたします。事務局から説明があったように、写真でも分かると思いますが、基礎部分を既に建設中でした。孫娘が使用貸借して、住居を新築するということですので、事務局から連絡してもらい農地法の申請をお願いしたところです。他に質問等ございませんか。
久保田委員	この地域の建ぺい率は、どのくらいでしょうか。
佐山書記	事前に都市整備課に問合せたところ、この地域の建ぺい率は、70%です。
議長	他にございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。以上で農地法第5条の審議を終わります。議案第52号、非農地証明の申請について事務局から説明をお願いします。
佐山書記	議案第52号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和4年3月

24日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、G、所在地、江田島町鷺部●丁目___番 外10筆、地目、台帳、畑、田、現況、山林、原野。

申請理由は、「30年前から今日まで耕作しておらず、山林・原野に戻っているため申請する。」

現地確認チェックシート及び現地写真の8～11ページで1筆ずつ写真を撮ってきましたので御確認ください。以上、御審議をお願いします。

議 長 山田委員、お願いします。

山田委員 写真を見てのとおり、現地は、かなり山林化していました。どの筆も雑木林となっており耕作放棄地でした。非農地で問題無いと思います。

議 長 他に質問等、ございますか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。以上で非農地証明申請を終わりにして、議案第53号の農用地利用集積計画の決定について、事務局は説明をお願いします。

兼平書記 議案第53号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和4年3月24日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

今月は2件の申請がありました。

番号1、所在地、能美町中町字●●、面積は2,535㎡、所有者、A、借主、B、利用権の種類、使用貸借権、内容、野菜、始期から5年間。

番号2、所在地、能美町中町字長瀬、面積は316㎡、所有者、A、借主、B、利用権の種類、使用貸借権、内容、野菜、始期から5年間。以上、2件の申請です。御審議をお願いします。

議 長 何か御質問等ございますか。

久保田委員 先程の3条1番の下限面積が足りないための、抱き合わせ案件になりますが、決して抱き合わせが全面的に悪いとは、申しません。この集積の現地も確認しましたが、絶対に耕せるわけありません。がけ地のような法面で、重機を入れて抜根するのも危ないです。現実的でない農地を無理な足し算をし、下限面積をクリアする案件を見る度に思うことは、農地を所有して農業をしたい人に、

足かせのような下限面積は緩和、若しくは撤廃すれば良いと思います。北海道や関東平野のような広大な農地があるわけでもありません。島国の中の島国の市で、段々畑の不整形な小さな農地の寄せ集めであるわけですから。江田島市なりの下限面積を考えなければならないと思います。

議長 久保田委員が言われました、下限面積については、農地流動化の観点から本国会での廃止が予測されます。それからの対応にしましょう。

久保田委員 それは、結構なことですね。

議長 他に質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。本計画の変更について、決定に賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で本計画の変更について、決定といたします。以上で農用地利用集積計画の決定を終わります。議案第 54 号、農業振興地域整備計画の変更について、事務局は説明をお願いします。

佐山書記 議案第 54 号、農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により、江田島市長から農業振興地域整備計画の変更について、諮問があったので農業委員会の議決を求める。令和 4 年 3 月 24 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。本案件については、農林水産課の久保主任主事から説明してもらいます。

農林水産課 久保 本議案の主旨について、簡単に御説明します。別添で配付しました参考資料を御覧ください。こちらの資料は、令和 3 年度農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議でも説明いたしました資料となります。図の緑枠内は、広島県が指定した農業の振興を図ることが相当な地域となっております。更にその枠内の黄色部分が、概ね 10 年以上にわたり、農業の利用を目的として江田島市が指定した地域となっております。本案件につきましては、黄色部分の 21 箇所の農用地区域からの除外となっております。なお、本計画の変更に際し、関係する農業委員さんおられますので、H委員は、本議案の審議の終了まで、一時退席をお願いします。

H委員、退席。

位置番号 1 は、道路用地にするため農用地から除外するものです。
位置番号 2～7 は、砂防堰堤を建設するため農用地から除外するものです。
位置番号 8～11 は、携帯電話基地局にするため農用地から除外するものです。
位置番号 12 は、資材置場にするため農用地から除外するものです。
位置番号 13、14 は、墓地にするため農用地から除外するものです。
位置番号 15、16 は、9月の総会の時に説明いたしました、I 代表取締役 J の案件となっており、資材置場への進入路にするための農用地から除外するものです。
位置番号 17～20 は、隣接する 4 筆について、太陽光発電設備を設置するため農用地から除外するものです。
位置番号 21 は、住宅建設用地にするため農用地から除外するものです。以上、21 件の申請となっておりますが、こちらの所在につきましては、議案 40～61 ページの地図を御覧ください。以上、御審議をお願いします。

- | | |
|------|---|
| 議 長 | 質問等、何かございますか。 |
| 委 員 | 無しの声あり。 |
| 議 長 | 採決に入ります。本計画の変更賛成の方の挙手を求めます。 |
| 委 員 | 全員挙手。 |
| 議 長 | 全会一致で決定とさせていただきます。以上で全審議を終了とさせていただきます。協議事項について、事務局は何かありますか。 |
| 佐山書記 | 1 件あります。来年度、令和 4 年度農業委員会開催予定表と書かれた書類を御覧ください。こちらは令和 4 年度の総会開催日を記載しております。この日程で来年度の総会を開催させていただければと思っております。この日程でよろしければ、農協の方にも通知をして、農協の理事会とブッキングしないように調整してもらいます。皆様、よろしいでしょうか。 |
| 委 員 | 異議無し。 |
| 事務局長 | 少しお時間をください。私事ですが、令和 2 年の 4 月から農業委員会事務局長を併任させていただいておりました。4 月の人事異動で地域支援課、元の環境課の方へ異動しなさいと内示がでました。農業委員の皆様方とは、今回が最後となりました。私は 2 年間、農業委員会事務局長をやらせていただき、新しい委員の皆様方とは、1 年半のお付き合いをさせていただきました。農業委員 3 年間の任期の半分の期間での異動となり、思えば、最初の新委員スタートの時から、事務局の不手際で皆様方に大変、御迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げます。また、農地関連法案が改正されようとして、色々と大変な仕事が下りてこようとしていますが、皆様方には今一度、農業行政を担 |

っていただくという大きな目標がありますことをお願いいたしまして、お別れの御挨拶とさせていただきます。皆様、2年間ありがとうございました。

議長 全日程が終了しましたので、本総会を終了させていただきます。ありがとうございました。